

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月14日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第33号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>1～9 略</td><td></td></tr><tr><td>10 特例条例別表 第2の10の項の 規則で定める書 類</td><td>略</td></tr><tr><td>(1)～(4) 略</td><td></td></tr><tr><td>(5) 法第52条第1項、第54条の9第5項及び 第55条第8項の規定による届出に係る書類</td><td></td></tr><tr><td>(6)～(8) 略</td><td></td></tr><tr><td>(9) 省令第1条の14第1項、第6条第1項、 第31条、第31条の5から第31条の5の3まで、 第33条の25第1項、第34条、第35条の2第1 項、第35条の5、第35条の8及び第35条の11 に規定する申請書</td><td></td></tr><tr><td>(10) 略</td><td></td></tr><tr><td>11～36 略</td><td></td></tr></table>	1～9 略		10 特例条例別表 第2の10の項の 規則で定める書 類	略	(1)～(4) 略		(5) 法第52条第1項、第54条の9第5項及び 第55条第8項の規定による届出に係る書類		(6)～(8) 略		(9) 省令第1条の14第1項、第6条第1項、 第31条、第31条の5から第31条の5の3まで、 第33条の25第1項、第34条、第35条の2第1 項、第35条の5、第35条の8及び第35条の11 に規定する申請書		(10) 略		11～36 略		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>1～9 略</td><td></td></tr><tr><td>10 特例条例別表 第2の10の項の 規則で定める書 類</td><td>医療法（昭和23年法律第205号。以下この項 において「法」という。）、医療法施行令（昭 和23年政令第326号。以下この項において「政 令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年 厚生省令第50号。以下この項において「省令」 という。）に基づく書類のうち、次に掲げるも の</td></tr><tr><td>(1)～(4) 略</td><td></td></tr><tr><td>(5) 法第50条第3項、第52条第1項及び第55 条第5項の規定による届出に係る書類</td><td></td></tr><tr><td>(6)～(8) 略</td><td></td></tr><tr><td>(9) 省令第1条の14第1項、第6条第1項、 第31条、第31条の3から第31条の5まで、第 32条第1項、第34条及び第35条第1項に規定 する申請書</td><td></td></tr><tr><td>(10) 略</td><td></td></tr><tr><td>11～36 略</td><td></td></tr></table>	1～9 略		10 特例条例別表 第2の10の項の 規則で定める書 類	医療法（昭和23年法律第205号。以下この項 において「法」という。）、医療法施行令（昭 和23年政令第326号。以下この項において「政 令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年 厚生省令第50号。以下この項において「省令」 という。）に基づく書類のうち、次に掲げるも の	(1)～(4) 略		(5) 法第50条第3項、第52条第1項及び第55 条第5項の規定による届出に係る書類		(6)～(8) 略		(9) 省令第1条の14第1項、第6条第1項、 第31条、第31条の3から第31条の5まで、第 32条第1項、第34条及び第35条第1項に規定 する申請書		(10) 略		11～36 略	
1～9 略																																	
10 特例条例別表 第2の10の項の 規則で定める書 類	略																																
(1)～(4) 略																																	
(5) 法第52条第1項、第54条の9第5項及び 第55条第8項の規定による届出に係る書類																																	
(6)～(8) 略																																	
(9) 省令第1条の14第1項、第6条第1項、 第31条、第31条の5から第31条の5の3まで、 第33条の25第1項、第34条、第35条の2第1 項、第35条の5、第35条の8及び第35条の11 に規定する申請書																																	
(10) 略																																	
11～36 略																																	
1～9 略																																	
10 特例条例別表 第2の10の項の 規則で定める書 類	医療法（昭和23年法律第205号。以下この項 において「法」という。）、医療法施行令（昭 和23年政令第326号。以下この項において「政 令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年 厚生省令第50号。以下この項において「省令」 という。）に基づく書類のうち、次に掲げるも の																																
(1)～(4) 略																																	
(5) 法第50条第3項、第52条第1項及び第55 条第5項の規定による届出に係る書類																																	
(6)～(8) 略																																	
(9) 省令第1条の14第1項、第6条第1項、 第31条、第31条の3から第31条の5まで、第 32条第1項、第34条及び第35条第1項に規定 する申請書																																	
(10) 略																																	
11～36 略																																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。